

市町村障害福祉担当課長 様

新潟県福祉保健部障害福祉課長

**令和 7 年度社会福祉施設等施設整備費補助金及び次世代育成支援対策施設  
整備交付金（障害児施設等に限る）に関する要望調査について（通知）**

日頃から、本県の障害者福祉施策の推進に御尽力いただき厚く御礼申し上げます。  
標記補助金等について、令和 7 年度における施設整備計画に関する要望調査を実施  
しますので、管内の事業所等に周知の上、要望がある場合は、地域振興局健康福祉（環  
境）部経由で下記のとおり資料の提出をお願いいたします。

また、令和 5 年 4 月にこども家庭庁が発足したことに伴い、障害児施設等に関す  
る施設整備は次世代育成支援対策施設整備交付金の対象となりましたので、交付額  
の算定方法等については当該要綱等を確認の上、対応くださるようお願いいたしま  
す。

なお、別添の写しのとおり事業所等へ通知しておりますことを申し添えます。

記

**1 整備の基本方針**

例年、予算を大幅に上回る多数の要望が寄せられていることから、限られた予算  
を有効に執行するため、圏域におけるサービスの充足度、緊急度、過去の補助実績  
等を勘案の上、真に必要性、緊急性の高い施設等を優先的に協議対象とします。

なお、補助要望にあたっては、以下の点に十分留意するようお願いいたします。

- ① 要望する際には、法人及び市町村間で整備の必要性等について十分協議し、真に国県補助金等により整備する必要がある事業を要望すること。
- ② 整備計画が障害福祉サービスの具体的需要（利用見込者数の把握等）に基づいたものであり、市町村障害福祉計画との整合性が図られていること。障害児施設等については、次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画及び障害児福祉計画との整合性が図られていること。
- ③ 災害レッドゾーン内への創設及び定員増を伴う要望は受け付けないものとする。（災害イエローゾーン内への創設等は避けることが望ましい）
- ④ 定員増を伴わない既存施設の修繕等については、土砂災害等の危険区域に指定されているなど、防災対策上補強改修等が必要なもの及び老朽化等により使用に堪えなくなり改修が必要なもののみ要望すること。

- ⑤ 一法人で複数の事業を要望する場合は、法人内で優先順位をつけること。また、市町村においても各事業の優先順位を勘案した上で、要望すること。
- ⑥ 施設整備にあたっては、建築物関係法令、新潟県福祉のまちづくり条例及び事業者指定基準を満たした計画とすること。

## 2 提出資料

- (1) 令和7年度社会福祉施設等施設整備費補助金及び次世代育成支援対策施設整備交付金 要望（市町村別）【様式2】
- (2) 令和7年度社会福祉施設等施設整備費補助金 要望（個表）【様式3-1】
- (3) 令和7年度次世代育成支援対策施設整備交付金 要望（個表）【様式3-2】
- (4) 添付書類
- ・チェックリストの通り
  - ・【市町村において作成してください】  
市町村が発行している各種ハザードマップに今回要望する施設の位置を明示したもの

## 3 提出先

各地域振興局健康福祉（環境）部

市町村	提出先
新発田市、村上市、胎内市、聖籠町、関川村、粟島浦村	新発田地域振興局 健康福祉環境部 地域福祉課 住所 〒957-8511 新発田市豊町3丁目3-2 電話 0254-26-9127
五泉市、阿賀野市、阿賀町	新潟地域振興局 健康福祉部 総務福祉課 住所 〒956-0032 新潟市秋葉区南町9-33 電話 0250-22-5173
三条市、加茂市、燕市、弥彦村、田上町	三条地域振興局 健康福祉環境部 地域福祉課 住所 〒955-0046 三条市興野1丁目13-45 電話 0256-36-2232
長岡市、見附市、柏崎市、出雲崎町、刈羽村、小千谷市	長岡地域振興局 健康福祉環境部 地域福祉課 住所 〒940-0857 長岡市沖田3丁目2711-1 電話 0258-33-4937
十日町市、魚沼市、南魚沼市、湯沢町、津南町	南魚沼地域振興局 健康福祉環境部 地域福祉課 住所 〒949-6680 南魚沼市六日町620-2 電話 025-772-8138
上越市、糸魚川市、妙高市	上越地域振興局 健康福祉環境部 総務福祉課 住所 〒943-0807 上越市春日山町3-8-34 電話 025-524-6149
佐渡市	佐渡地域振興局 健康福祉環境部 総務福祉課 住所 〒952-1555 佐渡市相川二丁目浜町20-1 電話 0259-74-3386

ただし、2（1）様式2の電子データについては県障害福祉課へもメールで提出してください。

提出先アドレス：[ngt040260@pref.niigata.lg.jp](mailto:ngt040260@pref.niigata.lg.jp)

## 4 提出期限

令和6年9月30日（月） 期限厳守

## 5 スケジュール（予定）

- 社会福祉施設等施設整備費補助金
  - 令和7年3月上旬 国への協議対象事業の決定
  - 3月中 協議書提出（事業者→県→国）
  - 6月下旬 内示（内示後事業着手、年度内完了）
- 次世代育成支援対策施設整備交付金
  - 令和7年2月上旬 国への協議対象事業の決定
  - 2月中 協議書提出（事業者→県→国）
  - 4月中 内示（内示後事業着手、年度内完了）

## 6 その他

- (1) 社会福祉施設等施設整備費国庫補助金交付要綱等及び次世代育成支援対策施設整備交付金交付要綱等を参照してください。（県ホームページからダウンロードできます）  
URL：<https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/shougai Fukushi/1272582117653.html>
- (2) 今回の要望調査は現在の制度内容をもとに照会を行うものであり、今後国の要綱改正等により条件が変更となる場合があります。
- (3) 補助を受けて整備した施設は、補助の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取壊し、又は廃棄をしようとする場合は、事前に財産処分の手続きを行う必要があります。  
詳細は県ホームページを御覧ください。  
URL：<https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/shougai Fukushi/1271196089338.html>
- (4) 補助対象となった建物に係る「根抵当権」の設定はできません。
- (5) 「新潟県福祉のまちづくり条例」については整備マニュアル等で御確認ください。（県ホームページからダウンロードできます）  
URL：<https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/shougai Fukushi/f-h21manual.html>

## 7 留意事項

- (1) 要望があった事業すべてが国協議対象となるものではありません。
- (2) 国協議の結果、事業が不採択となる場合があります。
- (3) 内示に際しては、以下の条件を付す予定ですので、ご承知おきください。
  - ア 契約手続きは、新潟県が行う契約の取扱いに準じて行うこと。
  - イ 「新潟県福祉のまちづくり条例」等関係法令を遵守すること。
  - ウ 施設整備に係る契約において、一括下請けはさせないこと。
- (4) 令和2年6月の都市計画法（昭和43年法律第100号）等の改正により、令和4年4月から、災害レッドゾーン（都市計画法第33条第1項第8号において規定される開発行為を行うのに適当でない区域内の土地）における障害者支援施設等の開発（新規整備）ができなくなりました。

（参考）国土交通省HP

- 「「安全なまちづくり」・「魅力的なまちづくり」の推進のための都市再生特別措置法等の改正について」

URL：[https://www.mlit.go.jp/toshi/city\\_plan/content/001406990.pdf](https://www.mlit.go.jp/toshi/city_plan/content/001406990.pdf)

担当：新潟県福祉保健部障害福祉課 自立支援係 吉田
TEL：025-280-5918(直通)
FAX：025-283-2062